

令和 8 年 度

高松市地籍調査事業

(C、F I、F II-1、F II-2、G、H工程、素図作成)

業務委託仕様書

(香川町東谷地区)

高 松 市

仕 様 書 (C、F I、F II－1 工程)

第1章 総則

(目 的)

第1条 この仕様書は、高松市地籍調査事業（C、F I、F II－1 工程）業務委託（香川町東谷地区）（以下「本業務」という。）を実施するに当たり、地籍調査作業規程 準則（昭和32年総理府令第71号）に基づき、地上法における数値地籍測量（トータルステーション又はGNSS測量機等を用いて地籍図根測量、細部図根測量、一筆地測量を実施する測量をいう。）の作業方法等を定めることにより、地籍調査の成果の必要な精度を確保することを目的とする。

(業務区域)

第2条 本事業の区域は次のとおりとする。

別紙実施区域図のとおり

(法令等の適用)

第3条 本仕様書に定めのない事項については、次の法令、規程等を準用するほか、計画機関の指示によるものとする。

- (1) 国土調査法（昭和26年法律第180号）
- (2) 国土調査法施行令（昭和27年政令第59号）
- (3) 基準点測量作業規程準則（昭和61年総理府令第51号）
- (4) 地籍簿の様式を定める省令（昭和53年総理府令第3号）
- (5) 地籍図の様式を定める省令（昭和61年総理府令第54号）
- (6) 地籍調査作業規程準則（昭和32年総理府令第71号）及び運用基準
- (7) 地籍調査関係諸通達
- (8) その他

(実施計画等の承認)

第4条 本業務の実施に当たって、作業着手前に高松市（以下「発注者」という。）と受注者は、打合せを行い、受注者は発注者に工程表及び管理技術者選任通知書を提出し、発注者の承認を得るものとする。

(損害賠償責任)

第5条 本業務の実施に当たり、耕作物、立木等に害を与えないこと、及びその他事故等のないよう十分な注意を払い、第三者に対して損害を与えた場合等の損害賠償は、受注者の責任において負担するものとする。

(報告・検査)

第6条 受注者は、作業の各工程の進行状況について、発注者からその報告依頼があった場合、随時報告しなければならない。

- 2 検査は地籍調査作業規程準則第5条の規定に基づき、実施しなければならない。

(成果品の検定、帰属及び訂正)

第7条 測量成果品（C、F I 工程）については、国土地理院に登録された第三者機関の検定を受けなければならない。

- 2 成果品は全て発注者の所有とし、発注者の承認を受けることなく他に公表、貸与又は使用してはならない。
- 3 成果品の完了後、内容に誤りや不備不良な点が発見された場合は、受注者の責任において速やかに補測、訂正しなければならない。
- 4 本条の手続きに係る費用は、受注者が負担することとする。

(疑 義)

第8条 本業務の実施に当たっては、仕様書に明示なき事項、その他疑義のある場合は、発注者及び受注者双方の協議の上、発注者が指示し、受注者はその指示に従うものとする。

第2章 業務内容

(使用機器及び点検)

第9条 本業務に使用する機器は、トータルステーション又はGNSS測量機等とする。

2 使用機器は、作業着手前に必ず点検を行わなければならない。

(測量方式)

第10条 地籍図根測量については、原則、光波測距儀等を用いる多角測量方式とする。

2 細部図根測量は、地籍図根点等を基礎として多角測量法によることを原則とする。

3 一筆測量は、地籍図根点等及び細部図根点を基礎として、放射法等で行うものとする。

4 本業務は、次に掲げる順序で行うものとする。ただし、同時作業が可能な場合は、同時に実施することができる。

(1) 地籍図根測量

ア 地籍図根三角測量

(2) 地籍細部測量

ア 細部図根測量

イ 一筆地測量

(3) 筆界点の座標計算

ア 座標計算

イ 交点計算

(4) 整理

(埋 標)

第11条 地籍図根三角点の標識は、原則として9cm×9cm×70cm以上の角柱とし、材質はプラスチック（難燃性であり、JIS規格を標準とする。）又は、鉄線入りコンクリートとする。

2 前1項において、設置場所が市街地等において表土の露出部分がなく角柱等の設置が困難な場合においては、図根三角点はφ75×90mm以上の真鍮又はこれと同等以上の金属標によることができる。

3 標識の埋設を決定する場合、受注者は土地所有者に了解を得るよう努めるものとする。

(網 図)

第12条 地籍図根三角点網図は、二万五千分の一、一万分の一又は五千分の一、地籍図一覽図は、一万分の一、五千分の一とし、用紙は原図大用紙又は大判印刷機（プロッター）用紙によるものとする。

第3章 成果品

(成果品)

第13条 成果品納入細目は、次のとおりとする。

1 地籍図根三角測量

(1) 基準点等成果簿写し

(2) 地籍図根三角點選点手簿

(3) 地籍図根三角點選点図（準則第50条）

(4) 地籍図根三角測量観測計算諸簿

- (5) 地籍図根三角点網図（準則第52条）
- (6) 地籍図根三角点成果簿（準則第52条）
- (7) 精度管理表
- (8) 成果検定証明書
- (9) 測量標の設置状況写真

2 地籍細部測量

- (1) 細部図根多角測量観測計算諸簿
- (2) 細部図根点配置図（準則第67条）
- (3) 細部図根点成果簿（準則第67条）
- (4) 一筆地測量観測計算諸簿
- (5) 筆界点番号図（準則第74条）
- (6) 筆界点成果簿（準則第74条）（番号図区域ごとにまとめる。）
- (7) 精度管理表

3 その他

- (1) 筆界点成果簿（座標値、結線データ等）の磁気記録等
- (2) 作業工程表
- (3) その他本業務工程上必要な資料

第4章 業務期間

（業務期間）

第14条 本業務の履行期限は、契約締結の日から令和9年3月24日までとする。

仕 様 書 (FⅡ-2、G、H工程)

第1章 総則

(目 的)

第1条 この仕様書は、高松市地籍調査事業（FⅡ-2、G、H工程）業務委託（香川町東谷地区）（以下「本業務」という。）を実施するに当たり、地籍調査作業規程準則（昭和32年総理府令第71号）に基づき、地上法における数値地籍測量（トータルステーション又はGNSS測量機等を用いて地籍図根測量、細部図根測量、一筆地測量を実施する測量をいう。）に得られた成果を用い、原図作成・地積測定・地籍図及び地籍簿作成を実施する作業方法等を定めることにより、地籍調査の成果の必要な精度を確保することを目的とする。

(業務区域)

第2条 本事業の区域は次のとおりとする。

別紙実施区域図のとおり

(法令等の適用)

第3条 本仕様書に定めのない事項については、次の法令、規程等を準用するほか、高松市（以下「発注者」という。）の指示によるものとする。

- (1) 国土調査法（昭和26年法律第180号）
- (2) 国土調査法施行令（昭和27年政令第59号）
- (3) 地籍図の様式を定める省令（昭和61年総理府令第54号）
- (4) 地籍調査作業規程準則（昭和32年総理府令第71号）及び運用基準
- (5) 地籍調査関係諸通達
- (6) その他

(実施計画等の承認)

第4条 本業務の実施に当たって、作業着手前に発注者と受注者は、打合せを行い、受注者は発注者に工程表を提出し、発注者の承認を得るものとする。

(報告・検査)

第5条 受注者は、作業の各工程の進行状況について、発注者からその報告依頼があった場合、随時報告しなければならない。

2 検査は地籍調査作業規程準則第5条の規定に基づき、実施しなければならない。

(帰属及び訂正)

第6条 成果品は全て発注者の所有とし、発注者の承認を受けることなく他に公表、貸与又は使用してはならない。

2 成果品の完了後、内容に誤りや不備不良な点が発見された場合は、受注者の責任において速やかに補測、訂正しなければならない。

(疑 義)

第7条 本業務の実施に当たっては、仕様書に明示なき事項、その他疑義のある場合は、発注者及び受注者双方の協議の上、発注者が指示し、受注者はその指示に従うものとする。

第2章 業務内容

(地積測定)

第8条 地積測定は、現地座標法によって行うものとする。

(地籍図原図の作成)

第9条 地籍図原図は原則として、プロッタを用いて作成する。

2 地籍図原図は伸縮の少ないポリエステルフィルム300番又は調査職員の指示による適切な材料を使用する。

3 地籍図に記録する測量年月は、一筆地調査の年月を記入する。

第3章 成果品

(成果品)

第10条 成果品納入細目は、次のとおりとする。

1 地積測定

(1) 面積計算簿

2 地籍図

(1) 地籍図一覧図

(2) 地籍図原図

(3) 地籍図複図

(4) 地籍図明細図

3 その他

(1) 筆界点成果簿(座標値、結線データ等)の磁気記録等

(2) 作業工程表

(3) その他作業工程上必要な資料

第4章 業務期間

(業務期間)

第11条 本作業の履行期限は、契約締結の日から令和9年3月24日までとする。

仕 様 書 (素図作成業務)

第1章 総則

(目 的)

第1条 本仕様書は、高松市（以下「発注者」という。）が国土調査法に基づき実施する地籍調査事業に伴う一筆地調査業務（E工程）のうち、地籍調査図素図作成業務を受注者が円滑に実施する上で必要な事項を定めるものである。

(作業規程)

第2条 本業務の実施に当たり、本仕様書のほか次の各法令等により行うものとする。

- (1) 国土調査法（昭和26年法律第180号）
- (2) 国土調査法施行令（昭和27年政令第59号）
- (3) 地籍図の様式を定める省令（昭和61年総理府令54号）
- (4) 地籍調査作業規程準則（昭和32年総理府令第71号）及び運用基準
- (5) 地籍調査事業の工程管理及び検査の手引き
- (6) 高松市個人情報の保護に関する法律施行条例
- (7) 不動産登記法等関連規則（参考）

(関係官公署との調整)

第3条 受注者は、本業務を遂行するに当たり、関係官公署との調整が必要な場合は、発注者とともに対応するものとする。

(貸与資料)

第4条 本業務を実施する上で必要な資料等（発注者以外の第三者が管理する資料を含む。）は、発注者が受注者に貸与するものとする。

- 2 複写等が必要な場合は、発注者と受注者が協議の上、作業を行うものとする。

(守秘義務)

第5条 受注者は、本業務の遂行上知り得た事項については、本契約期間並びに終了後も第三者に漏洩してはならない。

- 2 受注者は、貸与資料を使用するに当たっては、資料内容に十分留意し、個人情報等の保護に万全を期するものとする。
- 3 業務上収集した情報を発注者の許可なく複写及び加工、外部への持出し、並びに目的外使用してはならない。

(成果品の検査・納品)

第6条 本業務の成果品の検査については、作業従事者立会いの上、工程毎又は作業完了後、発注者の検査を受けるものとする。

- 2 発注者から本仕様書に適合しないものとして修正の指示があった場合は、受注者はこれを速やかに修正し、再検査の合格をもって完了するものとする。
- 3 磁気又は光学記録は、発注者の調査図作成システムに対応できるものとする。

(成果品の瑕疵)

第7条 納品後、成果品に瑕疵が発見された場合は、発注者の指示に従い必要な処理を受注者の負担において行うものとする。

(成果品の帰属)

第8条 本業務で使用された資料及び成果品等は、全て発注者に帰属するものとし、発注者の承諾を受けないで他に公表、貸与してはならない。

(業務の完了)

第9条 本業務の完了は、成果品を提出し、検査に合格したときをもって完了とする。

(損害の賠償)

第10条 受注者は、本業務遂行中に第三者に損害を与えた場合は、直ちに発注者にその状況及び内容を連絡し、発注者の指示に従うものとする。損害賠償の責任は受注者が負うものとする。

(疑義)

第11条 受注者は、本業務の実施に当たり本仕様書に定めなき事項及び疑義が生じた場合は、発注者と協議の上、指示を受けるものとする。

(法令順守と適正な雇用条件の確保)

第12条 第1条に定める業務を実施するに当たっては、労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法規を遵守するとともに、従事労働者に係る適正な雇用条件の確保に努めること。

第2章 業務の概要

(業務概要)

第13条 本業務の概要は、以下のとおりとする。

- (1) 実施区域 高松市香川町東谷地区(遅越、日向)
 - (2) 実施範囲 別紙表示
 - (3) 作業工程 E工程 調査図素図作成
 - (4) 調査面積 0.75km²
 - (5) 筆数 494筆
- (準備)

第14条 受注者は、調査図素図等の作成後、作業進行予定表の見直しを行い修正が必要と認められた場合は、発注者と協議して修正を行うものとする。

(調査図素図等の作成)

第15条 調査図素図の作成は、不動産登記法第14条第1項の地図又は同条第4項の地図に準じる図面(以下、登記所地図という。)を使用するものとし、地番図等を使用しての作業は行わないものとする。

2 調査図素図には、以下の事項を表示して作成するものとする。

- (1) 名称
- (2) 番号
- (3) 縮尺及び方位
- (4) 土地所有者の氏名及び名称
- (5) 地番
- (6) 地目
- (7) 権利関係(抵当権・根抵当権・地役権等)
- (8) 隣接する地域に係る登記所地図の名称又は調査図素図の番号
- (9) 作成年月日及び作成者の氏名

3 調査区域界を明確にするために、登記所地図及び調査図素図に調査区域界を表示するものとする。

(登記所地図と土地登記簿の整合)

第16条 調査図素図の作成に当たっては、登記所地図と隣接する登記所地図及び登記所地図と土地登記簿の整合についても調査するものとする。

2 前項の整合調査の結果、不整合の箇所があった場合は、閉鎖登記所地図、閉鎖登記簿、土地台帳及び発注者が貸与する資料等により不整合の原因を調査して、不整合の原因及び解決案等を問題箇所一覧表としてとりまとめ発注者に提出するものとする。

(調査図一覧図)

第17条 調査図素図の接合関係を示す、調査図一覧図を作成するものとする。

2 調査図一覧図には、以下の事項を表示するものとする。

- (1) 名称
- (2) 調査図素図の輪郭
- (3) 調査図素図の番号
- (4) 字名
- (5) 主要な長狭物
- (6) 単位区域に隣接する地番区域の名称
- (7) 作成年月日及び作成者の氏名
- (8) 縮尺
- (9) 方位
- (10) 作成調査表

(土地所有者及び関係者名簿の作成)

第18条 調査区域内の関係者を明確にするために、所有者、権利関係人及び隣接土地所有者等を明示した土地所有者及び関係者名簿の作成を行うものとする。

2 土地所有者（所有権）及び所有者以外の権利者（土地登記簿乙区記載）の名簿は、法務局土地登記簿を使用するものとする。

3 土地所有者が故人の場合の名簿は、発注者が貸与する相続人等調査資料を使用して作成するものとする。

4 調査区域内に隣接する土地の所有者及び相続人等は、「隣接者」として作成するものとする。
(提出書類)

第19条 受注者は発注者が示す様式により、成果品として関係書類を提出しなければならない。
成果品の全ては発注者の所有とし、発注者の承諾を受けないで他に公表、貸与してはならない。
(成果品)

第20条 成果品は、以下のとおりとする。

- (1) 公図転写図（閉鎖公図転写図を含む・磁気記録又は光学記録）
- (2) 地積測量図写図（磁気又は光学記録）
- (3) 調査図素図（紙図・磁気又は光学記録）
- (4) 調査図一覧図（紙図・磁気又は光学記録）
- (5) 土地所有者及び関係者名簿
- (6) 問題点箇所一覧表
- (7) その他、指示するもの
- (8) 上記の磁気又は光学記録媒体

特記仕様書

(不当要求行為の排除対策)

第1条 受注者は、本業務の実施に当たり、「高松市発注の建設工事等の契約に係る暴力団等排除措置要綱」に基づき、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 暴力団等（暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団関係者（暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団員以外の者で、暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として同法第2条第1号に規定する暴力的不法行為等を行うもの若しくは暴力団に資金等を供給すること等によりその組織の維持及び運営に協力し、若しくは関与するものをいう。）その他不当要求行為を行う全ての者をいう。以下「暴力団等」という。）から不当要求行為（不当又は違法な要求その他この契約の適正な履行を妨げる一切の不当又は違法な行為をいう。以下「不当要求行為」という。）を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに市に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。
- (2) 暴力団等から不当要求行為による被害を受けた場合は、速やかに市に報告するとともに、所轄の警察署に被害届を提出すること。
- (3) 受注者の下請業者が暴力団等から不当要求行為を受け、又は不当要求行為による被害を受けた場合は、受注者に報告するよう下請業者を指導すること。また、下請業者から報告を受けたときは、発注者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。

(労働関係法規の遵守及び適正な労働条件の確保)

第2条 所定労働時間については、労働基準法に基づき、工事の施工や業務の実施に当たっては、就労の実態を踏まえ、完全週休2日制の導入や1日の労働時間を縮減する等、法定労働時間の週40時間（特例措置の適用を受ける事業にあつては、週44時間）を遵守すること。また、時間外、休日及び深夜（午後10時から翌日の午前5時まで）に、労働させた場合においては、同法に定める率の割増賃金を支払うこと。

- 2 雇入れの日から起算して6か月間継続勤務し、全労働日の8割以上出勤した労働者に対して、最低10日の年次有給休暇を付与すること。いわゆるパートタイム労働者についても、所定労働日数に応じて年次有給休暇を付与すること。
- 3 労働者の雇入れに当たっては、賃金、労働時間その他の労働条件を明示した書面を交付すること。
- 4 賃金は毎月1回以上、一定の期日にその全額を直接、労働者に支払うこと。支払の遅延等の事態が起こらないよう十分配慮すること。
- 5 本業務の設計は、国土交通省の設計業務委託等技術者単価等に基づき積算しているので、この点に十分留意し、労働者の適切な賃金の支払いについても配慮すること。また、下請契約等を締結する場合は、下請等労働者に対しても適切な賃金が支払われるよう元請業者として配慮すること。
- 6 労働保険はもとより、労働者の福祉の増進のため健康保険及び厚生年金保険は法令に従い加入すること。なお、健康保険及び厚生年金保険の適用を受けない労働者に対しても、国民健康保険及び国民年金に加入するよう指導すること。
- 7 第1項から第6項までに定めるもののほか、労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法規を遵守すること。

(個人情報の保護)

第3条 受注者は、この契約による事務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(本業務に伴う必要な費用)

第4条 本業務に伴う必要な費用は、原則として、受注者の負担とする。

(法令の遵守)

第5条 受注者は、事業の実施に当たり、関連する法令等を遵守しなければならない。

(中立性の堅持)

第6条 受注者は、常にコンサルタントとしての中立性を堅持しなければならない。

(秘密の保持)

第7条 受注者は、この業務に関する全ての情報について、発注者の許可なく外部に漏らしてはならない。

(業務の委任)

第8条 本業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委任し、若しくは請け負わせることはできない。なお、「主たる部分」とは、「第2章 業務内容」に示すものである。

(損害賠償)

第9条 受注者は、本業務実施中に生じた諸事故に対して、一切の責任を負い、発注者に発生原因、経過及び被害の内容を速やかに報告するものとする。また、損害賠償等の請求があった場合は、一切を受注者において処理するものとする。

(参考資料の貸与)

第10条 発注者は、事業の遂行に必要な関係資料等を、所定の手続きによって貸与するが、受注者は、その取扱い及び保管を慎重に行い、業務上必要であっても発注者の承諾なくして複製してはならない。

また、業務完了後、速やかに発注者へ貸与された資料を返納するものとし、破損、滅失、盗難等のないように慎重に取扱わなければならない。

第11条 売買、貸借、請負その他の契約を市との間で締結し専ら当該契約に係る業務、事務等の履行中において、法令等に違反する事実が生じ、又は生じるおそれがあると思料するときは、市の内部公益通報制度により通報することができます（同制度における通報方法：電子メール又は書面を高松市公正職務審査会に提出（原則として提出者の氏名を明らかにする必要があります。）⇒メールアドレス：naibu.tuho.shinsakai@nifty.com 書面提出の場合の宛先：総務局コンプライアンス推進課内高松市公正職務審査会）。

※ 市の内部公益通報制度について定めた「高松市職員の倫理及び公正な職務の執行の確保に関する条例」と同条例の施行規則（いずれも総務局コンプライアンス推進課所管）は、契約監理課ホームページに掲載しています。